中海・宍道湖・大山圏域市長会規約

（名称）

第１条　本会の名称は、中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下「市長会」という。）という。

（目的）

第２条　市長会は、中海・宍道湖・大山圏域の行政上の共通課題等について連絡調整を行い、本圏域の総合的かつ一体的な発展の推進を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　市長会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）中海・宍道湖・大山圏域の発展方策の検討及び連絡調整に関すること。

（２）中海・宍道湖・大山圏域の一体的な発展に向けた共同事業の推進に関すること。

（３）その他目的達成のために必要と認められる事項。

（構成）

第４条　市長会は、米子市、境港市、松江市、出雲市及び安来市（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

（組織）

第５条　市長会は、構成団体の長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

２　市長会に顧問及びオブザーバーを置くことができる。

３　前項のオブザーバーは、鳥取県西部町村会の会長とする。

（会長等）

第６条　市長会に会長１名及び副会長２名を置き、構成員が互選によりこれを定めるものとし、その期間は、２年とする。

２　市長会に監事２名を置き、構成員が互選によりこれを定めるものとし、その期間は、２年とする。

（会長等の職務）

第７条　会長は、市長会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　監事は、会計を監査する。

（会議）

第８条　市長会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

２　会長は、構成員からの会議の開催請求があったときは、速やかに会議を招集するものとする。

３　会議には、必要に応じて、関係自治体職員及び学識経験者等を出席させ、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第９条　市長会の事務を円滑に処理するため、市長会に幹事会を置く。

２　幹事会は、構成団体の企画担当部長及び企画担当課長をもって組織する。

３　幹事会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

（副市長会）

第 10 条　幹事会が行う事務のうち、特に重要な事項を協議するため、市長会に副市長会を置くことができる。

２　副市長会は、構成団体の副市長、企画担当部長及び企画担当課長をもって組織する。

３　副市長会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

（事務局）

第 11 条　市長会に事務局を置く。

２　事務局は、松江市玉湯町湯町 1793 番地（松江市玉湯支所内）に設置する。

３　事務局の職員は、構成団体から派遣する。ただし、必要に応じて構成団体以外から受け入れることができる。

４　事務局の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

（経費）

第 12 条　市長会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 13 条　市長会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　市長会の出納は、翌年度の５月３１日をもって閉鎖する。

（その他）

第 14 条　この規約に定めるもののほか、市長会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この規約は、平成２８年４月１日から施行する。